

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成24年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エンジョイスポーツクラブ魚沼

3 代表者の氏名

上村 伯人

4 主たる事務所の所在地

魚沼市井口新田 267 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、「いつでもどこでもだれとでも」気軽に楽しめる、スポーツ活動の振興を図り、住民の健全な心身の保持増進、地域に根ざしたスポーツ環境づくり及び健康で明るく活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) スポーツ活動の推進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) <u>第15条 理事全員は、この法人を代表する。</u> <u>2 理事長は、この法人の業務を総理する。</u> <u>3～5</u> (略)	(職務) <u>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</u> <u>2～4</u> (略)